

個人住民税の

**寄附金控除制度**が

拡充されています！

～県が条例で指定している寄附金のお知らせ～



平成25年4月  
三重県

地域に密着した民間公益活動や寄附文化の促進を図る観点から、  
個人住民税（個人県民税・市町民税）の寄附金控除制度が拡充されています！

## どんな団体に対する寄附金が控除対象となるのですか？

個人住民税の寄附金控除対象は

- ① 都道府県、市区町村
- ② 三重県共同募金会
- ③ 日本赤十字社三重県支部に加え、

所得税で寄附金控除の  
対象となっている寄附金の中から、  
県・市町が条例で指定することにより、  
個人住民税の寄附金控除が  
受けられます。

### ○ 条例で指定することができる所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金

- 指定寄附金（所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金）
- 次の法人に対する寄附金のうち、当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
  - ① 独立行政法人に対する寄附金
  - ② 地方独立行政法人に対する寄附金
  - ③ 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金
  - ④ 公益社団・財団法人に対する寄附金  
（所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む。）
  - ⑤ 学校法人に対する寄附金
  - ⑥ 社会福祉法人に対する寄附金
  - ⑦ 更生保護法人に対する寄附金
- 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 認定NPO法人に対する寄附金  
（当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

※ 所得税で寄附金控除の対象となっている国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金は、  
条例で指定することはできません。

※ 学校の入学に関してされるものは対象になりません。

## 県が条例で指定している寄附金はどんなもの？

地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、次のものを包括的に指定しています。

所得税の控除対象となる寄附金（国・政党等のものは除く）のうち、

- 県内に主たる事務所を有する法人等において収納されたもの
- 県外に主たる事務所を有する法人で、  
県内に学校を設置するものにおいて収納されたもの
- 県外に主たる事務所を有する法人で、  
県内で社会福祉事業を行うものにおいて収納されたもの
- 知事または教育委員会が認定した特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- その他、規則で定めるところにより知事が指定したもの
- 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する寄附金のうち住民福祉の増進に寄与する寄附金として別に条例で定めるもの  
（法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）



※ 個人市町民税の控除対象寄附金については、各市町の条例により指定されます。  
詳しくは住所地の市町にお問い合わせ下さい。

## どんな控除が受けられるの？

対象となる寄附金のうち、2,000円を超える部分に、  
次の率を乗じた額が寄附をした翌年の個人住民税から軽減されます。

住所地の県が指定した寄附金・・・4%

住所地の市町が指定した寄附金・・・6%

（住所地の県と市町双方が指定した寄附金の場合10%）

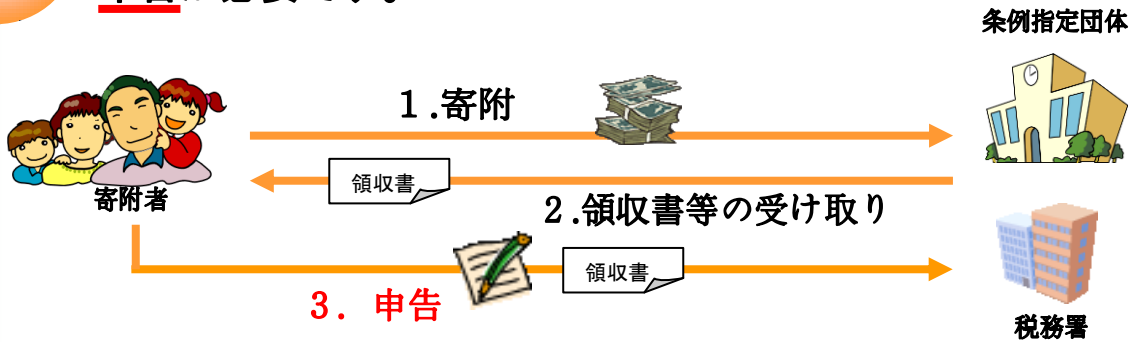
- 控除対象となる寄附金（※1）の限度額は、総所得金額等（※2）の30%です。  
（※1）都道府県・市区町村に対する寄附金との合計額です。  
（※2）総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。
- 平成23年1月1日以降から支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます（所得税については寄附を行った年分から控除されます。）  
※平成21年1月1日から平成22年12月31日までは5,000円を超える部分
- 県が指定した団体に対する寄附金については個人県民税から、  
市町が指定した団体に対する寄附金については個人市町民税からそれぞれ控除されます。

**Q** 私は、平成23年8月に住所地の三重県が条例で指定した団体に寄附を行い、平成23年10月にB県に引越したのですが、B県はこの団体に対する寄附金を条例指定していません。この場合、個人県民税は軽減されますか？

**A** この場合、個人県民税の軽減は受けることは出来ません。寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の県が、寄附先の団体に対する寄附金を条例指定していることが必要となります。

手続き等

## 個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには 申告が必要です。



個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書等を申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

※個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市町に簡易な申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

モアレケース

## 条例指定した団体に対する寄附金の控除額の計算方法

【夫婦2人の給与所得者 ●個人住民税所得割額293,500円】

1

寄附金3万円のうち、2,000円を引いた残り2万8,000円が控除対象となります。

2

個人県民税から  
 $28,000円 \times 4\% = 1,120円$   
が控除されます。

3

市町も条例指定した団体であれば、  
個人市町民税から  
 $28,000円 \times 6\% = 1,680円$   
がさらに控除されます。

寄附金 3万円

寄附金 2万8千円

※市町も条例指定した団体であった場合  
個人市町民税の寄附金控除額  
 $28,000円 \times 6\% = 1,680円$

適用下限額  
(寄附金控除の対象外)  
 $= 2,000円$

個人県民税の寄附金控除額  
 $28,000円 \times 4\% = 1,120円$

三重県総務部税収確保課 <http://www.pref.mie.jp/ZEIMU/HP/index.htm>

※ 所得税の寄附金控除に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください。